

五輪通拡幅に係る 『パネル展示型説明会』

五輪通は、西区方面と南・豊平・清田区方面を結ぶ主要な経路であり、多くの車両が通行しておりますが、2車線となっている区間があり、顕著な渋滞が発生しております。

札幌市では、円滑な交通を確保するため、2車線区間の一部を4車線に拡幅する検討を行っております。

本日は、道路拡幅案の検討を進めるに当たり、広くみなさまのご意見を伺うため、「パネル展示型説明会」（職員常駐型のパネル展）を開催しております。



※お気づきの点がございましたら、常駐職員までお声掛けください。

【 五輪通拡幅に係るお問合せ先 】

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課

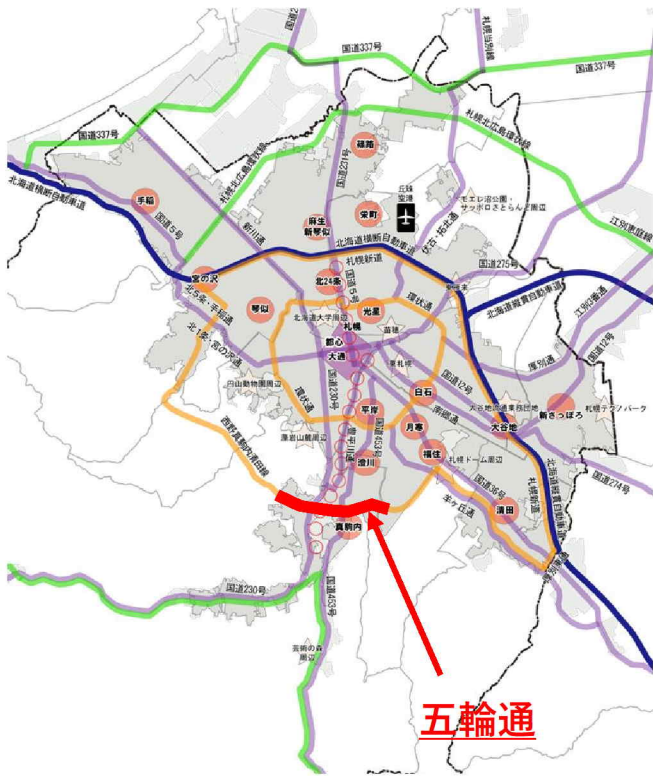
〒060-8611 札幌市中央区北1西2丁目

電話：(011) 211-2275 FAX：(011) 218-5114

1. 五輪通の役割

No1

① 骨格道路網の「外環状道路」としての位置付け



- ・道央都市圏の都市交通マスタープラン※、札幌市総合交通計画※において、骨格道路網のうち、「外環状道路」の一部に位置付け

※道央都市圏の都市交通マスタープラン（平成22年3月策定）
道央都市圏のあるべき将来都市像と交通に関する基本方針を定めたもの

※札幌市総合交通計画（令和2年3月策定）
札幌市の交通に関する個別計画等を策定・実施する上での指針となるもの

- ・外環状道路は、既存の道路網を活用し、隘路の解消等の機能強化を図る。
⇒南部地域における交通の円滑化と環状機能の強化

② 「緊急輸送道路」としての位置付け

- ・緊急輸送道路：災害時の物資供給や、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線

⇒五輪通の拡幅により、緊急輸送道路のネットワークの強化を図る。

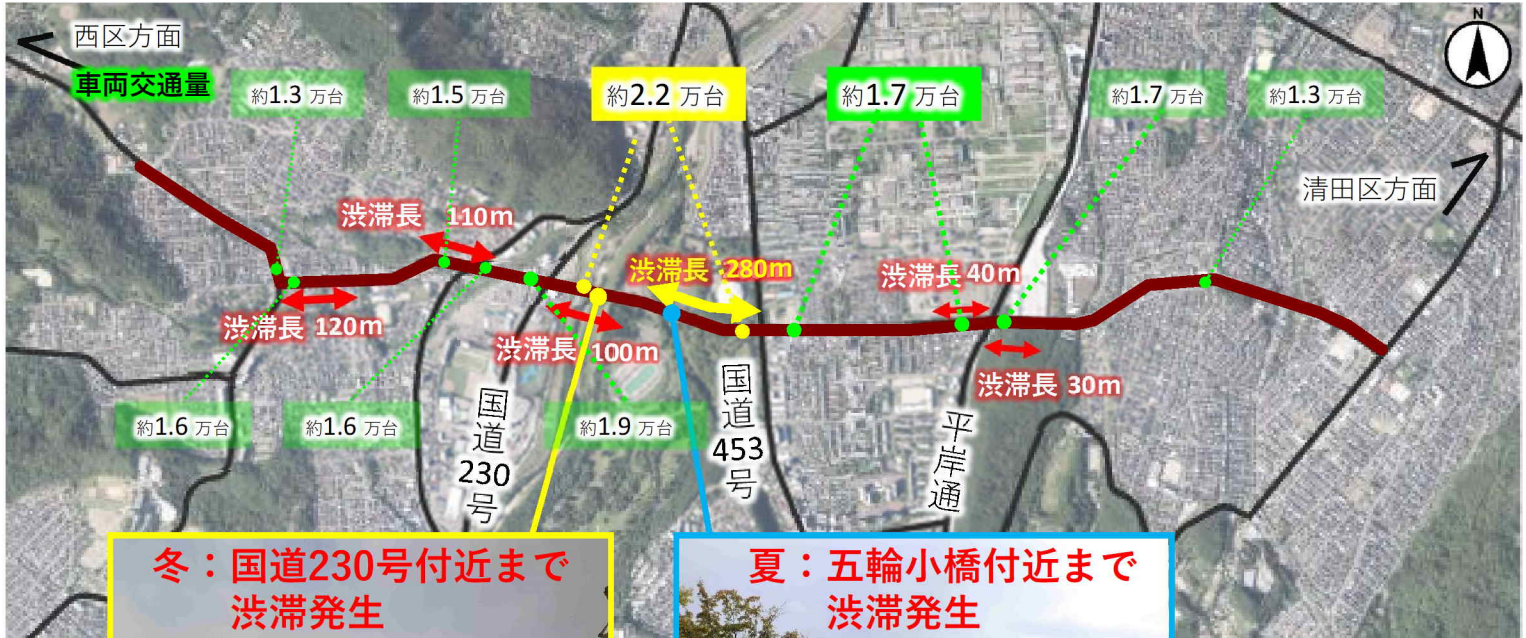


2. 五輪通の交通状況

No2

○交通量（平日調査）

- ・ 13,000～22,000(台/日)と多くの車両が利用
- ・ 特に国道453号交差点前後の交通量が多く、顕著な渋滞が発生



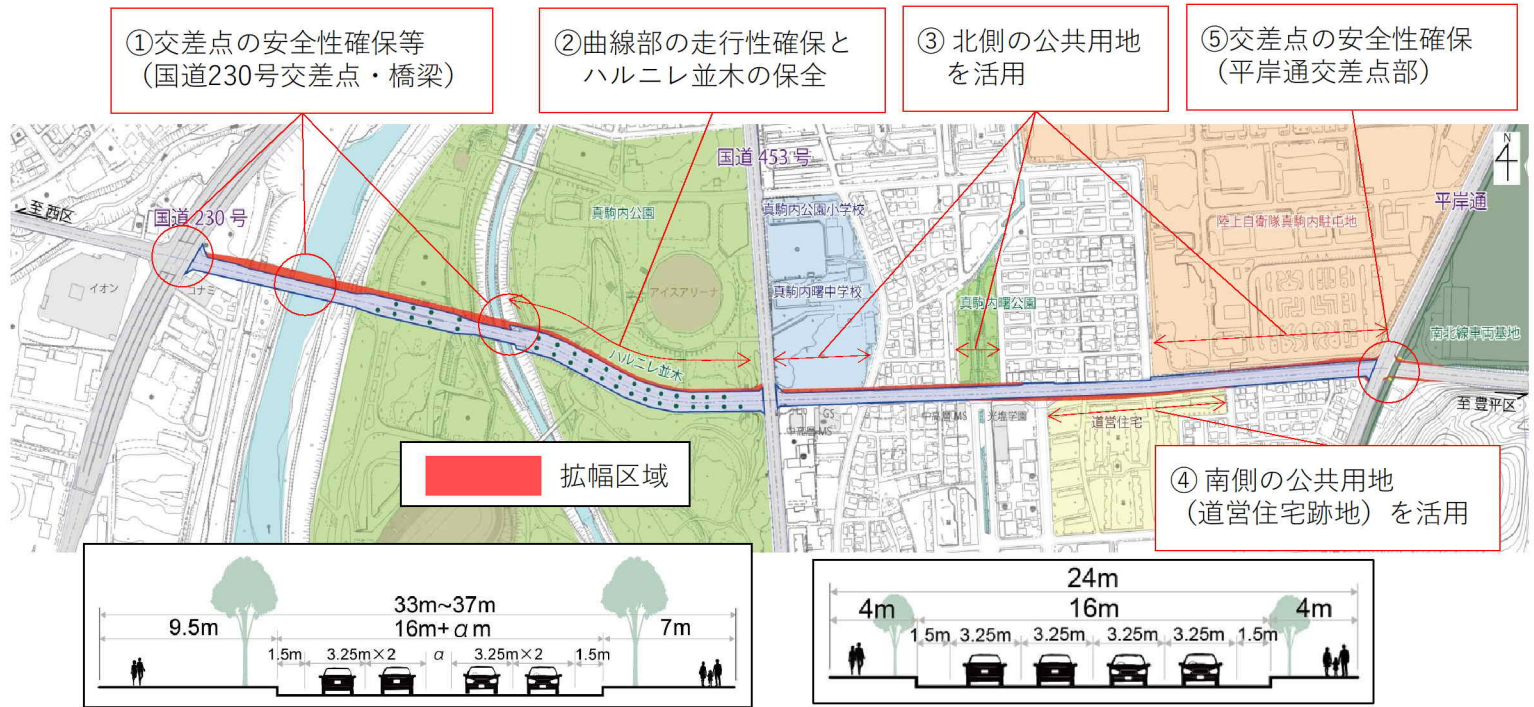
五輪通は重要な役割を担う道路であり、円滑な交通を確保するため、**国道230号～平岸通区間を「2車線→4車線」**に拡幅する必要がある。



3. 道路線形・道路幅の考え方

No3

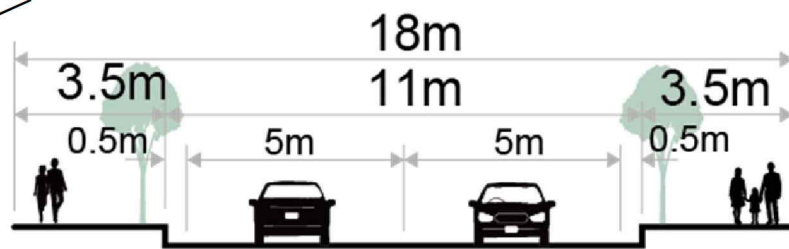
○道路線形の考え方



(上記①～⑤の詳細は、パネルNo4～5に記載しています。)

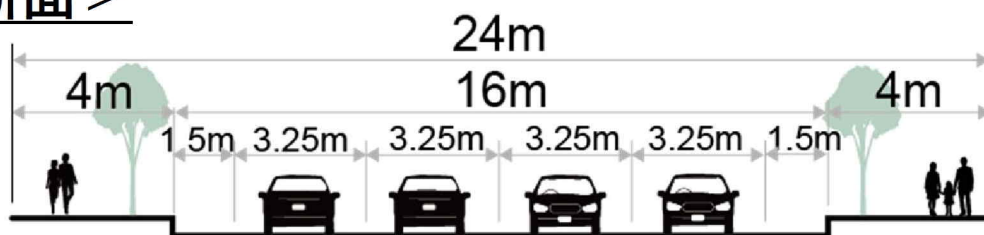
○五輪通の計画道路幅 (国道453号～平岸通)

< 現況断面 >



現況幅に比べ6mの拡幅

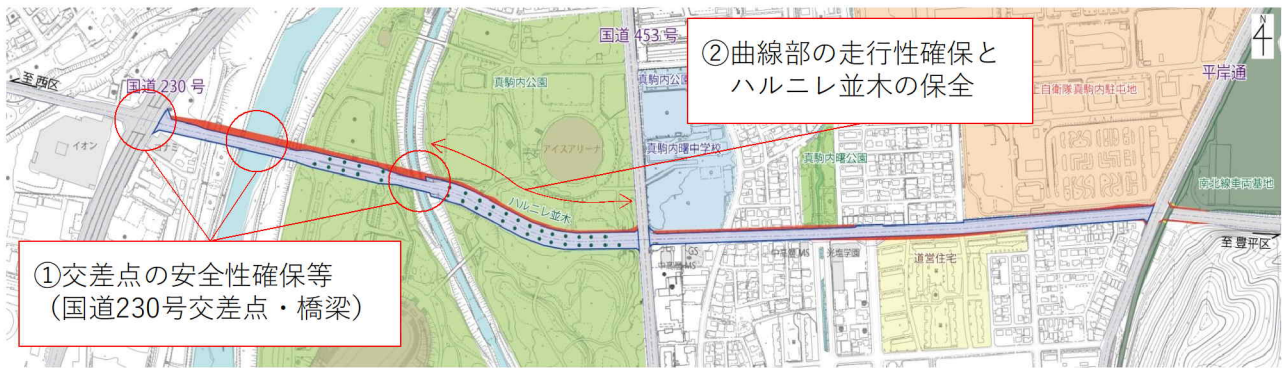
< 計画断面 >



(道路幅の詳細は、パネルNo6～7に記載しています。)

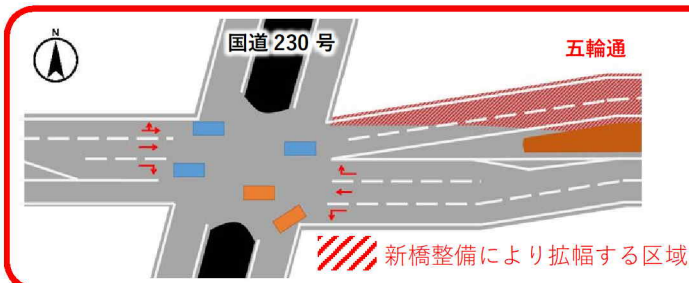
4. 道路線形のポイント①

No4



①交差点の安全性確保 (国道230号交差点・橋梁)

- ・既設橋が寿命を迎える際の大規模修繕、道路拡幅の施工時の通行止め回避、以下の観点から、北側に隣接した新設橋を架橋



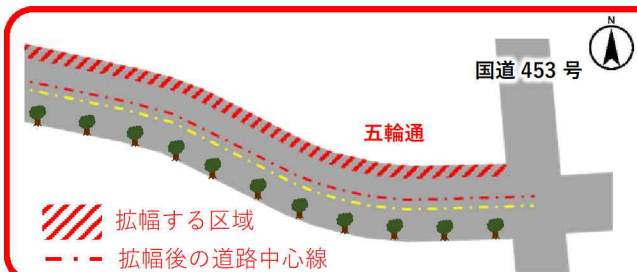
- 五輪大橋の**北側**に新橋架設
- ・交差点を通過する車両が安全に走行可能



- 五輪大橋の**南側**に新橋架設
- ・西進車両と対向右折車が交錯の危険あり
- ・五輪通南側の堅牢建物が支障となる

②曲線部の走行性確保とハルニレ並木の保全

- ・以下の観点から、北側拡幅が望ましい。



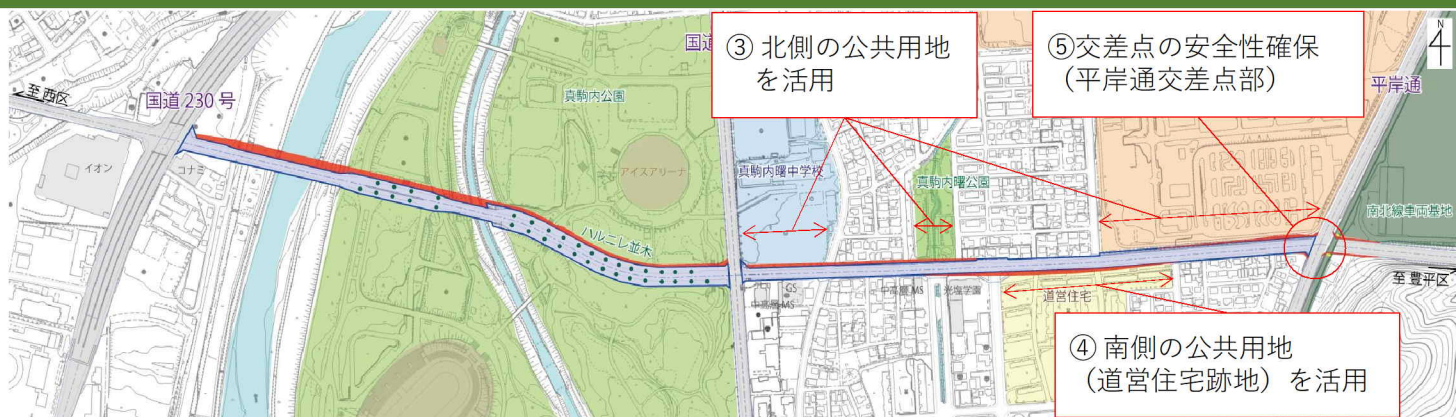
- 曲線部を**北側**拡幅
- ・現況の曲線形と同程度の走行性を確保
- ・南側のハルニレ並木を保全することが可能



- 曲線部で**南側**拡幅に切り替え
- ・現況よりも急なカーブとなり、走行性が低下してしまう。
- ・ハルニレ並木への影響が大きい。

4. 道路線形のポイント②

No5



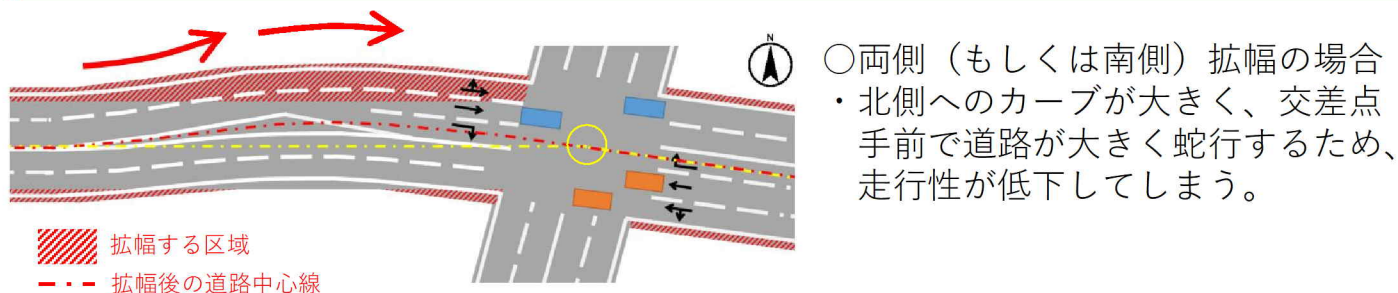
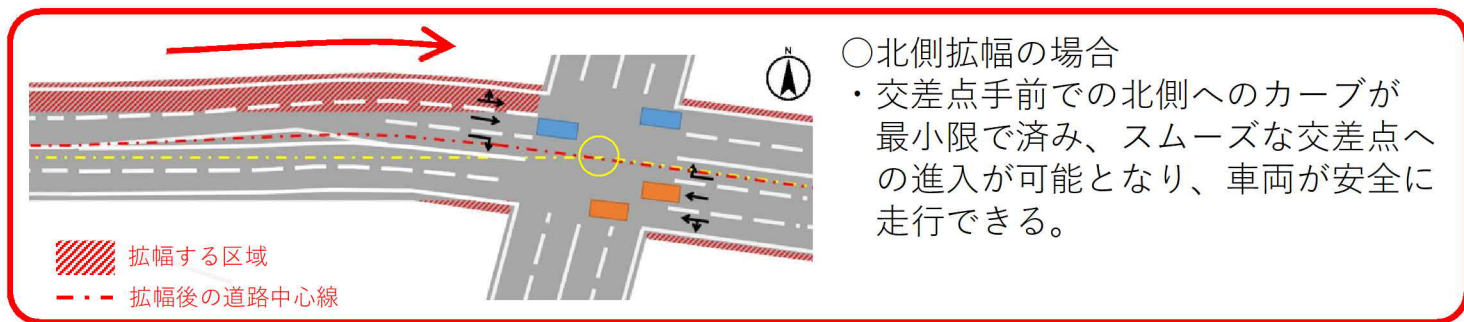
③④公共用地を最大限活用

- 沿線には学校、公園、自衛隊、道営住宅といった公共用地があるため、民有地への影響の低減等の観点から、それらの用地を活用



⑤ 交差点の安全性確保（平岸通交差点部）

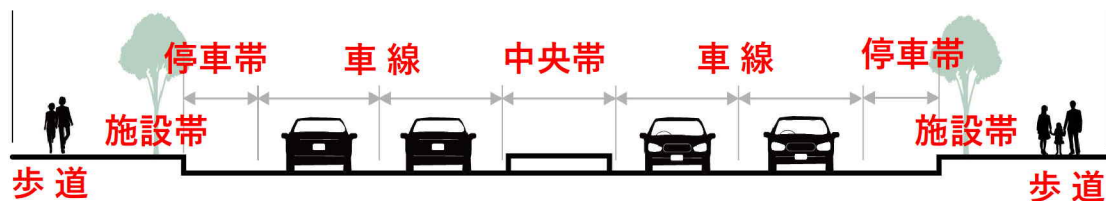
- 以下の観点から、北側拡幅が望ましい。



5. 道路幅のポイント①

No6

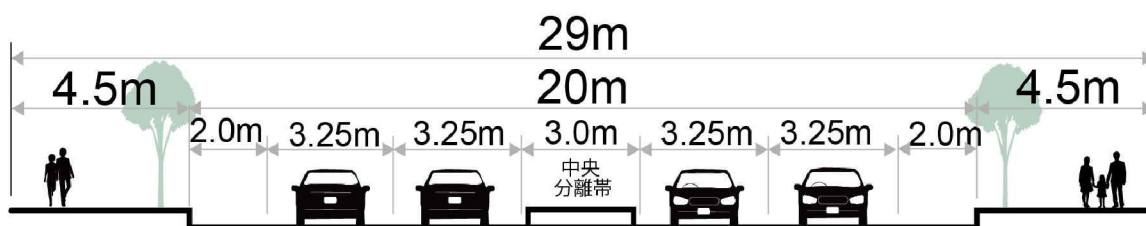
○一般的な道路の構成と役割について



- ・ 車 線：車両の通行空間
- ・ 中央帯：上下方向の交通を分離
- ・ 停車帯：停車車両の退避、自転車の通行、堆雪スペース等
- ・ 歩 道：歩行者等の通行空間
- ・ 施設帯：街路樹・街路灯等の設置や堆雪スペースとして利用され、自動車と歩行者を分離する空間

道路の利用状況等により必要な機能を確保する必要がある。

○4車線道路に求められる標準的な道路幅



- ・ 車 線 3.25 m：道路区分「第4種第1級」の道路に必要な車線幅
- ・ 中央帯 3.0 m：対向車線との分離により高い速度での走行が可能
- ・ 停車帯 2.0 m：停車車両の退避、自転車の通行、堆雪スペース等
- ・ 歩 道 4.5 m：自転車歩行者道 3.0m(自転車と車いすのすれ違い可能幅) + 施設帯 1.5m (植樹や堆雪のスペース)

※道路構造令の解説と運用（公社 日本道路協会）、都市整備事業実務要領（北海道建設部まちづくり局）より

11m（現況18m→29m）の道路拡幅が必要となり、沿線への影響・事業費の増大が懸念される。

5. 道路幅のポイント②

No7

○機能（幅）を縮小した五輪通の計画道路幅

(国道453号～平岸通)

交通状況等を考慮して幅の検討を行った結果、縮小値を採用することで、**幅24m**としました。

歩道 ※雪堆積スペースは、歩道と停車帯の合計幅員の中で確保する。

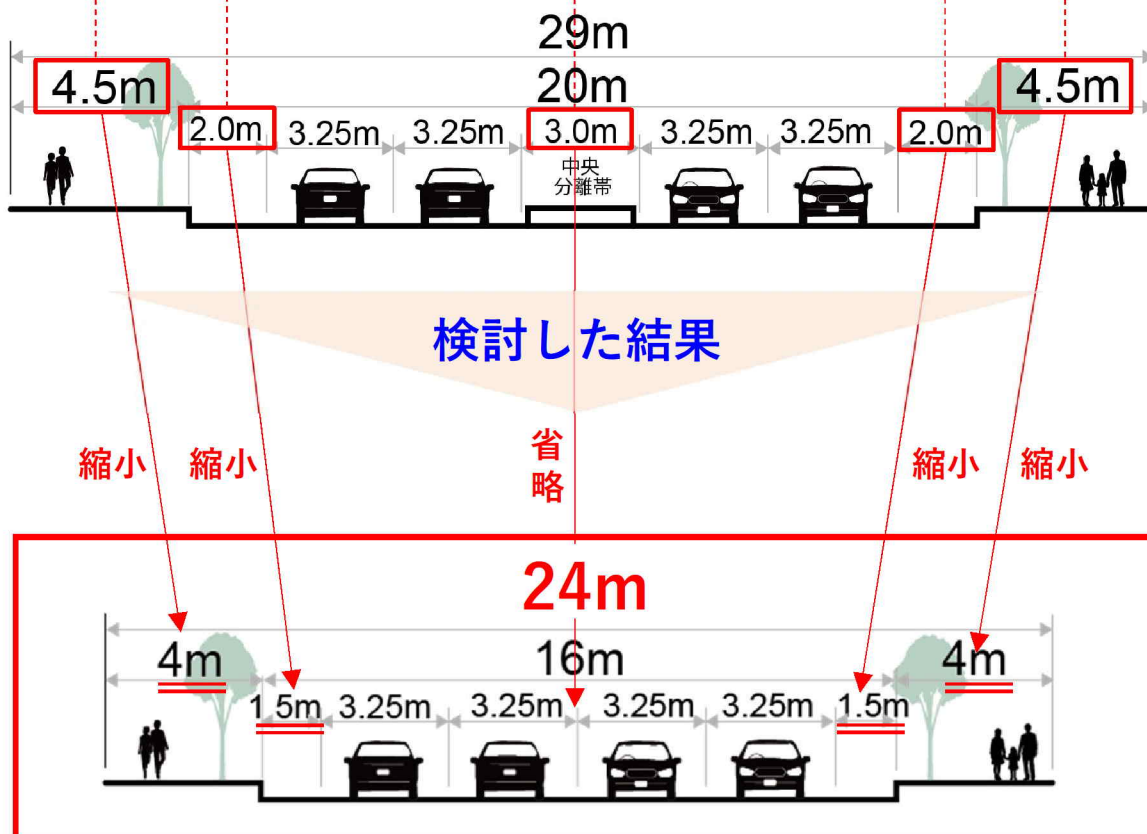
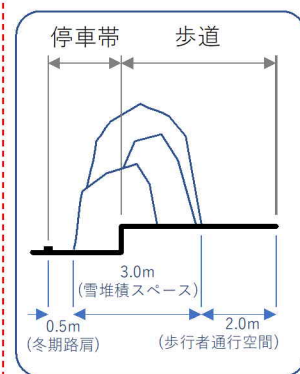
冬期間の歩行空間(2.0m)、雪堆積スペースを考慮し、**4.0mに縮小**する。

停車帯

大型車交通量の割合が低いことから、最小値(乗用車の停車幅) **1.5mに縮小**する。

中央帯

市街地区間であり、宅地への車の出入りを考慮し、**設置しない**。

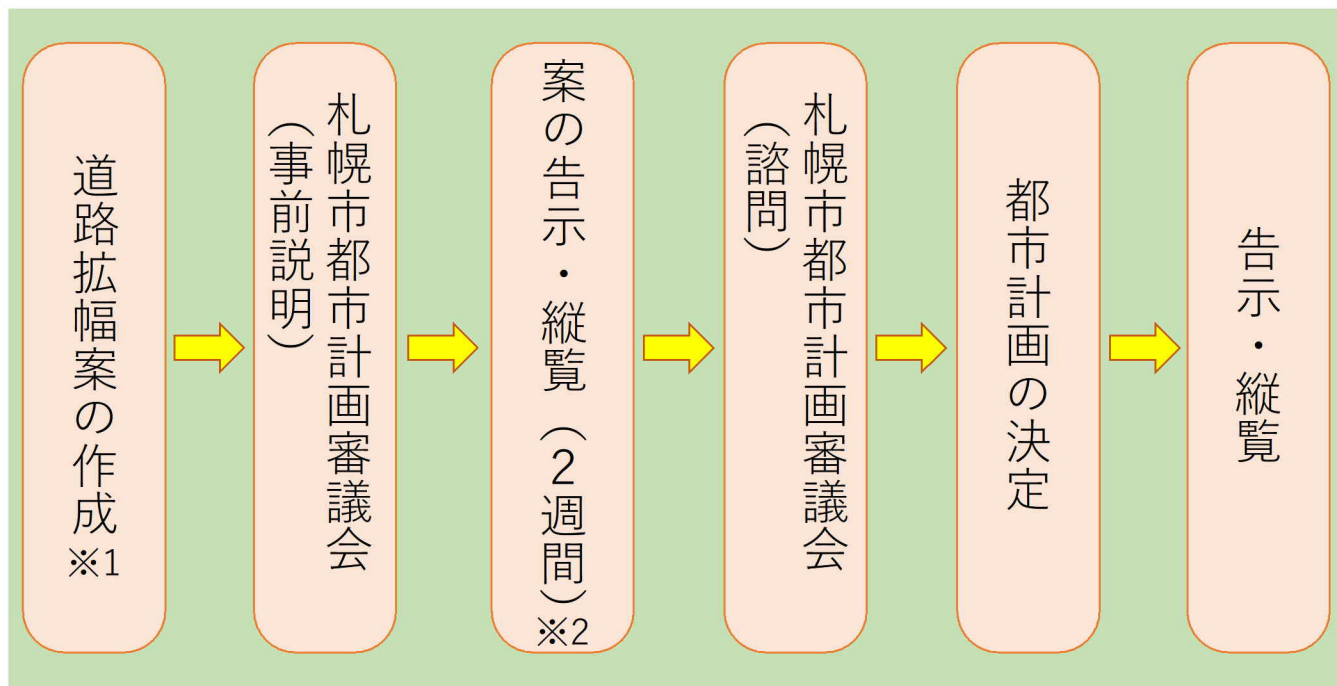


6. 今後の進め方（予定）

No8

○スケジュール（予定）

	R5年度				R6年度	R7年度～
	12月	1月	2月	3月		
パネル展示型 説明会	●					
都市計画手続き (説明会、都市計画審議会など)			→ ※説明会の周知期間等含む			
事業着手 (用地確定測量、用地補償、 道路工事など)						→



※1 説明会等でいただいたご意見を参考に、道路拡幅案を作成します。

※2 札幌市の住民や利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

道路の拡幅に伴い皆様の大切な土地を提供していただいたり、工事の際の騒音・振動などご負担をお掛けすることになるかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。